

資料：ダイオキシン類の処理

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「DXN特措法」という。）が施行され、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）が特別管理産業廃棄物に指定されるなど、次のとおり規定されています。

(1) ダイオキシン類の含有量基準

次表に掲げる産業廃棄物のうち、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g（廃酸及び廃アルカリは 100pg-TEQ/L）を超えるものは特別管理産業廃棄物です。

ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物

種 類	発生施設
ばいじん又は燃え殻及びこれらを処分するために処理したもの	DXN特措法施行令別表第 1 第 5 号に掲げる施設（ばいじんは別表第 1 第 2 号及び第 4 号に掲げる施設を含む。）
汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの	DXN特措法施行令別表第 2 第 1 号から第 17 号までに掲げる施設等を有する工場又は事業場

※ DXN特措法施行の際（平成 12 年 1 月 15 日）現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等であって、セメント固化、薬剤処理又は溶媒抽出処理を行っているものについては、基準が適用されません。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。（法第 12 条の 2 第 8 項）

(3) 特別管理産業廃棄物の処理基準

ダイオキシン類の含有量基準を超え、特別管理産業廃棄物とされた産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物処理基準が適用されます。

収集運搬にあたっては、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して行わなければなりません。

※ 特別管理産業廃棄物である特定施設排出物（ばいじん、燃え殻又は汚泥）と特別管理産業廃棄物以外の特定施設排出物とを混合する場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した廃棄物の全量を溶融又は焼成する場合は除きます。

また、埋立処分にあたっては、あらかじめ総理府令で定める判定基準（3 ng-TEQ/g 以下）に適合させなければなりません。

(4) ばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置

ダイオキシン類を含む蓋然性の高いばいじん及び燃え殻等については、より具体的に飛散及び流出を防止するための措置を講ずるように規定されています。

なお、この措置については、発生施設を限定せず、埋立処分を行うすべてのばいじん及び燃え殻等に適用されます。

ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置

区 分	飛散及び流出防止措置
埋立作業時	① あらかじめ、水分の添加、固型化、こん包等の必要な措置を講ずること。 ② 強風時には、埋立作業を中止する等の措置を考慮すること。 など
運搬車両	① 作業終了後に運搬車両を洗浄する等の必要な措置を講ずること。 ② 埋立地内部の走行時には、タイヤが直接廃棄物と接触することがないように配慮すること。 など
埋立作業終了後	表面を土砂で覆う等の必要な措置を講ずること。（即日覆土することが困難な場合には、開口部をシートで被覆する等の措置も有効である。）

(5) 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることのないよう、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平 12 総・厚令 2）に従い、最終処分場を維持管理しなければなりません。

① 地下水の水質検査

ダイオキシン類に係る最終処分場の周縁地下水（2か所以上）の水質検査を年1回以上実施するとともに、水質の悪化が認められた場合には、必要な措置を講じなければなりません。

② 浸出液処理設備の維持管理

浸出液処理設備については、放流水の水質がダイオキシン類に係る基準 10pg-TEQ/L（維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合には、その数値）以下となるように維持管理するとともに、放流水の水質検査を年1回以上実施しなければなりません。

最終処分場における措置

